

## 見守り 新鮮情報

「商品の宣伝を聞いて無料で商品がもらえる」と知人に誘われ会場に出かけた。販売員の話が楽しく何度も通っていたら、2カ月の間に、布団や磁気治療器、下着などの購入を次々に勧められ契約してしまった。自分で小

**部屋に呼ばれて**勧誘されたり、「あなたのため」など

と言われたりして、断りきれず買ったこ

ともある。購入時は頭金の支払いだ

けなので、**高額だという意識はな**

**かつた**が、「場所を移転する。残額を

支払って」と言われ初めて、**総額が**

**500万円以上**だと分かった。**生**

**命保険を解約**し、貯蓄と併せて支

払った。商品を返品するので返金

してほしい。(80歳代 女性)



## 粗品をきっかけに通っていたら、 2カ月間で500万円の契約

### ひとこと助言



- 「粗品がもらえる」「販売員の話が楽しい」などの雰囲気にひかれて、数カ月も会場に通い続け、その間に次々と高額な商品を契約させられてしまう、新たな手口のSF商法(催眠商法)の相談が寄せられています。
- 個別に声をかけられ勧誘を受けると断るのが難しくなります。粗品や楽しい話につられて会場に近づかないことが第一です。
- 長期間通い続けることで販売員との間に親しい関係性が構築され、断りにくい心理に陥ります。販売員の親切は契約させるための手口です。家族や周りの人も気を配りましょう。
- 困ったときには、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。

#### 【問い合わせ】

■茨城県消費生活センター

☎029-225-6445

■常陸大宮市消費生活センター

☎52-2185(直通)(本庁商工観光課内)

※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。